

北部地域七市町アニメキャラクター「サイホクセブン」の使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北部地域七市町のアニメキャラクター（以下、「サイホクセブン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる者)

第2条 何人も別紙デザイン集に定めたサイホクセブンを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- 一 埼玉県やサイホクセブンの品位やイメージを傷つけ、又はそのおそれのあるとき。
- 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又はそのおそれのあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれのあるとき
- 四 特定の個人、思想、政党、宗教団体を支援又は公認もしくは批判しているような誤解を与え、又はそのおそれのあるとき。
- 五 他者を誹謗中傷、侮辱する、又はそのおそれのあるとき
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員が使用するとき
- 七 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者が使用するとき
- 八 その他その使用が不相当であると北部地域振興センター所長（以下、「所長」という。）が判断したとき。

(使用承認)

第3条 営利を目的としてサイホクセブンを使用する場合には、あらかじめサイホクセブン使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、所長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 所長は、前項の申請があった場合、その内容が前条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認する。

3 前項の承認は、サイホクセブン使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。

- 4 使用できる期間は、1年度間とする。
- 5 所長は、使用承認に際し、必要に応じて条件を付することができる。
- 6 承認を受けた者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - 一 承認された用途のみに使用すること。
 - 二 承認された期間のみ使用すること。
 - 三 承認に係る権限を第三者に譲渡し、又は貸出ししないこと。
 - 四 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
 - 五 年度末に「サイホクセブン使用商品等販売状況報告書」（様式第3号）を提出すること。

第4条 次の各号に掲げる方法でサイホクセブンを使用する場合には、営利を目的としない場合であっても、前条第1項の方法により、所長の承認を受けなければならない。

- 一 立体物（ぬいぐるみ等、サイホクセブンそのものを立体にすることをいう。）を製作する場合
- 二 公開することを目的としてサイホクセブンを使用した動画を制作する場合

2 前項によるサイホクセブンの使用についても、第2条各号に該当する場合は使用することができない。

（承認内容の変更）

第5条 第3条の承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、サイホクセブン使用変更承認申請書（様式第4号）を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、サイホクセブン使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、第3条及び次条を遵守しなければならない。

（使用上の遵守事項）

第6条 サイホクセブンを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、所長が認めた場合、この限りでない。

一 使用するデザインは、定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。

二 サイホクセブンには、「©埼玉県 2026」との表記を付すこと。

三 商標登録出願を行わないこと。

(違反等に対する取扱い)

第7条 第3条の承認を受けた者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、所長はその責めを負わない。

2 サイホクセブンを使用している者（第3条の承認を受けた者を除く。）が、第6条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、所長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下、「請求等」という。）を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

(責任の制限)

第8条 サイホクセブンを使用する者（第3条の承認を受けた者を含む。）が、使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、所長は、損害賠償、損失補償、その他法律上の責任を一切負わない。

(使用の非独占性等)

第9条 この要綱によるサイホクセブンの使用は、使用する者が自己の商標や意匠とするなど、独占してサイホクセブンを使用する権利を認めるものではなく、また、使用する者や使用対象物等について、所長が推奨を行うものではない。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、サイホクセブンの取扱いに係る必要な事項は、所長が別に定める。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別紙デザイン集

【熊谷まつり】

番号 1 - 1



番号 1 - 2



【本庄こだま】

番号 2 - 1



番号 2 - 2



【深谷もえぎ】

番号 3 - 1



番号 3 - 2



【美里べりい】

番号 4 - 1



番号 4 - 2



【神川なぎ】

番号 5 - 1



番号 5 - 2



【上里みづち】

番号 6 - 1



番号 6 - 2



【寄居きらら】

番号7-1



番号7-2



【タイトル】

番号 8 - 1

サイホクセブン

番号 8 - 2

サイホクセブン
彩 北 七 星

番号 8 - 3

北部地域管内7市町キャラクター
サイホクセブン
彩 北 七 星

【集合】

番号 9 - 1



番号 9 - 2





北部地域管内7市町 キャラクター **サイホクセブン** 彩北七星